

公益財団法人東京2025世界陸上財団

役員等懲罰規程

令和8年3月30日
評議員会決定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当法人」という。）の法令遵守及び事業執行の公正さに対して都民及び国民から不信を招く行為の防止を図り、もって当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用対象者は、以下の各号の者とする（以下「役員等」という。）。

- 一 定款第11条に定める評議員
- 二 定款第24条に定める役員（清算人及び監事）

(定義)

第3条 本規程において「懲罰」とは、役員等に適用する処分をいう。

(違反行為)

第4条 違反行為とは、第2条に規定した者が行う次の各号に該当する行為をいう。

- 一 法規及び当法人の定める各種規程等に違反する行為
- 二 反倫理的な行為
- 三 誓約書及び役員等就任に際して届出を行う就任承諾書等において虚偽の記載や報告をする行為
- 四 当法人の利益に反する行為及び不適切な働きかけ並びにそれらが疑われる行為
- 五 特定の者への利益供与を行う行為又は特定の者から利益供与を受ける行為
- 六 あらゆる種類のハラスメント行為
- 七 個人情報や職務上の秘密情報を第三者に漏洩する行為
- 八 反社会的勢力と関係を持つ行為
- 九 国籍、人種、民族、宗教、信条、社会的身分、家庭状況、年齢、障害の有無、性別、性的指向、性自認などを理由とした差別行為
- 十 故意又は重過失により当法人に損害を与えること
- 十一 許可なく職務以外の目的で当法人の施設、物品等を使用すること
- 十二 私生活上の非違行為等により、当法人の名誉信用を損ない、又は当法人の業務に悪影響を及ぼすこと
- 十三 当法人に対する正当な理由のない誹謗中傷等を行うこと
- 十四 正当な理由なく評議員会等の会合を複数回続けて欠席する行為
- 十五 その他不正行為
- 十六 その他上記各号に準じる不都合な行為

(違反行為に対する処分の種類・内容)

第5条 当法人は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- 一 解任 定款第12条、第29条に基づき解任する。
- 二 戒告 始末書を取り将来を戒める。

(審査機関)

第6条 前条の処分は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同事例における処分内容、情

状等を踏まえて、事務局長及び人事所管課が中立かつ公平に審査する。なお、事務局長及び人事所管課は、審査に際し、必要に応じて有識者等から必要な知見及び助言を得ることとする。

(刑事裁判等との関係)

第7条 処分の対象となる行為について、その対象となる者が刑事裁判その他の当法人以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、当法人は、同一案件について、適宜その違反行為を行った者を処分することができる。

(処分と損害賠償)

第8条 処分の対象となる行為を行った者は、故意又は重過失によって当法人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、当該行為について当該行為を行った者が処分されたことによって、損害の賠償責任を免れることはない。

(調査手続)

第9条 第2条に規定する者が第4条に規定する違反行為を行ったおそれがあると認められる場合は、以下の手続を行う。ただし、当法人公益通報処理要綱に基づく調査が行われている場合には、当該調査をもって、本規程に基づく調査に代えることができる。

一 清算人は、事務局長に対し、その事案に関する調査を指示する。

二 事務局長は、調査を行い、清算人に調査結果の報告を行う。

三 清算人は、違反行為に対する当法人の処分が必要とされたときは、事実調査に基づく処分審査と処分案を決定する。

2 前項の調査において、清算人が関係する又はその疑いがあることが判明したときは、監事に報告し、対応を協議しなければならない。

3 清算人は、処分審査が行われるに当たり、審査対象者に対し、審査対象行為について可能な限り書面を交付するものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 調査結果に基づき処分案を審議する際には、審査対象者に対し聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

なお、審査対象者がこれらの意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(処分の決定)

第11条 当法人の処分が必要とされた場合は、以下の手続を行う。

一 清算人は評議員会に処分案を付議する。

二 評議員会は、上記の付議を審議し、処分決定を行い、処分対象者に対し、書面をもって処分決定を通知する。

2 処分決定を通知する際は、書面に以下の事項を掲載する。

一 処分対象者

二 処分の内容

三 処分対象行為

四 処分の理由及び証拠の標目（ただし、通知すべきでない情報については通知に掲載しないことができる。）

五 処分の手続きの経過

六 不服申立手続の可否と期限

(処分の公表)

第12条 当法人は、別に定める公表基準に基づき、第11条第1項第二号の処分決定がなされた場合は、処分対象者のプライバシーその他の具体的事情を考慮した上で適切と判断する事項を、公表するものとする。

(不服申立て)

第13条 当法人から処分を受けた者は、処分決定を行った当法人の機関に対して、不服の申立てをすることができる。ただし、不服申立てを行えるのは、処分の理由とされた点について新たな事実が明らかとなった場合に限る。

(機密の保持)

第14条 懲罰に関する調査・審問その他の懲罰手続に関与した者は、相談者、調査対象者（審査対象者、処分対象者を含む。）その他の関係者の氏名、所属等これらのものを特定できる情報その他職務上知り得た情報を厳に秘密として保持し、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査への協力義務)

第15条 役員等は第9条の調査に対して協力する義務を負い、正当な理由なく調査への協力を拒否することができない。

(利害関係者等の排除)

第16条 調査対象者（審査対象者、処分対象者を含む。）自身及びその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及び東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものを含む。）又は3親等内の親族その他特別な利害関係を有する者は、第9条に規定する調査手続き及び第11条に規定する処分手続きその他の懲罰手続きに関与することができない。

第 2 章 雑 則

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、評議員会で決定する。

(委任)

第18条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、清算人が定める。

附 則

本規程は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。